



総務大臣  
高市早苗殿

電委第4号  
令和2年2月6日

電気通信紛争処理委員会

委員長 田村幸

諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問）された裁定案（以下「裁定案」という。）につきまして、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第3条の規定に基づき、別添質問事項に関し、回答を求めます。

つきましては、令和2年2月13日（木）までに書面により当委員会に提出願います。また、株式会社日本通信及び株式会社NTTドコモ（以下「当事者」）から裁定案に対する質問があった場合は、おって回答の提出を求めます。

なお、当事者あてに発出した依頼文書を参考送付するとともに、別添質問事項及び回答については、当事者に対し開示の上、意見の提出機会の付与を行います。

(別添)

## 総務大臣に対する質問事項

問1 裁定申請書の別紙(P2)「第2 裁定を求める事項」の1.によると、「株式会社NTTドコモ(…)に対し、…金額を基本とする料金で、…提供すべきとの裁定を求める」と記載されているのに対し、令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問された裁定案(以下「裁定案」という。)においては、(P1~2)「裁定が求められている事項1について」中、「株式会社NTTドコモは、…卸電気通信役務の料金を…金額を超えない額で設定するものとする。」という裁定文だけでなく、金額の算定方法、課金方法、精算方法等、さらには、適用日、料金設定期限、将来の再協議の可能性(以下、「金額の算定方法等」という。)まで明記されていますが、

- (1) 金額の算定方法等まで裁定すべきと考えた理由について御説明願います。
- (2) 金額の算定方法等まで裁定で行うこと及びその内容について、手続保障の観点から、日本通信株式会社及び株式会社NTTドコモ(以下「当事者」という。)の意見を聴取しているのかお伺いします。
- (3) 裁定案のうち、電気通信事業法(昭和56年法律第86号)第35条第8項の「当事者が取得し、又は負担すべき金額」に該当する部分があると考えなのか、あると考えるのであればどの部分か御回答願います。
- (4) (P2の7行目)「6月」、(P2の14行目)「3月」及び(P2の17行目)「1年を超えない期間」と具体的期限を設定した根拠について御説明願います。

問2 (P1の20行目)「当該役務の提供の際に必要な営業費」について、もう少し具体的に御説明願います。

問3 (P2の9行目)「将来的に、…ならないものとする。この場合において、…継続するものとする。」について、

- (1) (P2の11行目)「音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び提供条件についての再協議を請求することができる」とありますが、これは、本段落(「将来的に、…」)より前に記載されている裁定の効力を消滅させた上で、当事者間で新たな協議を請求することができるという理解でよいでしょうか。

(2)(1)の理解のとおりであれば、「再協議」により、裁定に拘束されない新しい卸契約を当事者間で締結可能という理解でよいでしょうか。

問4 (P13の2行目)契約者数に連動するコストの推移について、「平成22年度以降、音声通話サービスに係るコストのうち、契約数に連動するコストは低下傾向にあると見ることができる。」と記載されていますが、指摘された接続料の推移表を見ると、平成21年度から平成23年度までは横ばい、その後平成26年度にかけては微増、平成27年度からは微減に転じ、平成28年度に至って初めて平成22年度の接続料を下回ったにすぎないように見えます。それにもかかわらず、「最近になって低下傾向に転じた」ではなく、「平成22年度以降、……低下傾向にある」としている理由は何か御回答願います。

問5 (P16の13行目)「このことから、ドコモは、意図的、非意図的の別にかかわらず、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認できる。」とありますが、当該段落は「本事案について」で始まっていることから、この文章は株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)と日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)に係る協議についての記載と思われませんが、そのような理解でよろしいでしょうか。

もしそうであれば、「音声卸役務料金を高止まりさせている」背景を「交渉上の優位性」と判断したのは、申請書、答弁書、意見書のどの部分を参照してのことか御説明願います。その際、ドコモの主張は、答弁書(P4の6行目、同旨意見書P6の7行目)からすると、「日本通信が定額料金設定の要望とは切り離して既存の卸契約値下げを要望していたことはない」ので高止まりしているように見えるということと思われるが、その点についてどのように整理されたのかもあわせて御説明願います。

問6 (P17の20行目)中継接続について「経済的及び技術的な障壁により、日本通信のみならず大手MVNOにおいても課題が解決されていないことを踏まえれば」とありますが、日本通信及び大手MVNOが本件課題を解決しようとしたが、未だ解決できていないと事実認定した具体的な根拠について、日本通信及び大手MVNOにとっての「経済的及び技術的な障壁」とは何かを明確にした上で、御説明願います。

(以上)